

発議第1号

伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について

伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成27年3月3日提出

提出者 伊賀市議会議員

市川 岳人

田中 覚

福田 香織

森川 徹

中谷 一彦

記

伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例（平成17年伊賀市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げるとおりとする」を「次に掲げる計画等の策定、変更（軽微なものは除く。）又は廃止とする」に改め、同条第1号を次のように改める。

- （1） 市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想及びこれを具現化するための根幹的な施策や事業を示したもの

第2条第2号中「計画」を「もので、期間が5年以上のもの」に改める。

第3条を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。